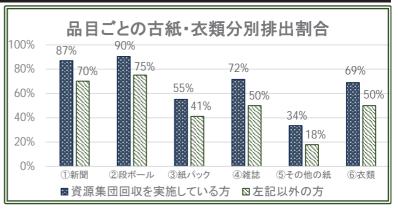


資源集団回収等の実施で分別意識の向上へ!

大阪市では、ごみの減量等に関する市政モニターアンケートを平成30年10月に実施し、約600名の市民の皆さまから回答をいただきました。

アンケートの結果、資源集団回収を実施している地域にお 住いの方は、それ以外の方に比べて古紙・衣類を分別して 排出している割合が高いことが確認されました(例えば、① 新聞では分別している割合に17%の差があるなど)。

さらに「その他の紙」を分別している割合は、居住地域にか かわらず他の品目に比べて極端に低いことも分りました。



引き続き、分別排出にご協力いただくとともに、「その他の紙」の適正分別にご協力をお願いします。

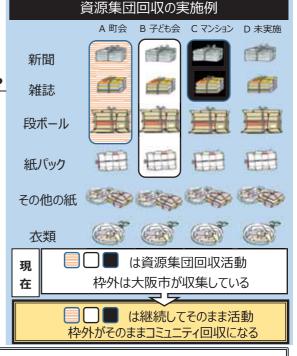
また、コミュニティ回収においては大阪市の行政回収と同じ6品目(新聞、段ボール、雑誌、紙パック、その他の紙、衣類)を対象として実施いただいているところですが、品目を指定できる資源集団回収では約2,800団体のうち、ほとんどの団体で「新聞」を対象品目としているのに対し、「その他の紙」を対象品目としている団体は99団体と少ない状況にあります。「その他の紙」の対象品目への追加など、さらなるごみ減量の取り組みにご協力をお願いします(品目の追加にあたっては、現在契約されている再生資源事業者にご相談ください)。なお、古紙・衣類の6品目の詳細については裏面をご参照ください。

コミュニティ回収の説明会でよくあるご質問 資源集団回収について

近年、コミュニティ回収活動を始められる地域が急速に増加しています。 環境局より地域へコミュニティ回収の制度説明にお伺いした際によくいただ くご質問についてご紹介します。

Q.コミュニティ回収を始めると資源集団回収はやめなければならないの? A.やめる必要はありません。そのまま継続して活動することもできます。 Q.でも資源集団回収で集めているから、誰も出していないはず?? A.右の図をご覧ください。

資源集団回収活動は新聞・雑誌・段ボール・紙パック・その他の紙など 1品目からでも活動として取り組んでいただけます。もちろん全ての品目 の古紙を扱うこともできますが、資源集団回収活動団体の大半は新聞・ 雑誌・段ボールの3品目しか取り組んでおられないのが現状です。右の 図のようにA町会、B子ども会、Cマンションがそれぞれの品目で活動して いる場合、枠より外れている品目およびD未実施については大阪市が収 集をしていることになります。すなわちコミュニティ回収の収集量となります。



振込口座の確認を 平成31年3月末ごろに、資源集団回収及びコミュニティ回収の活動団体あてに、平成30年度分の年間実 績報告書等の提出資料を送付させていただく予定です。各環境事業センターに提出いただく資料の提出期限は、平成31年4月30日 (火)となりますので、振込口座の確認(活動団体名と口座名義は同一である必要があります)等をお願いします。

吉羅・衣類は6吊目に分けてお出しください

コミュニティ回収等の活動の有無にかかわらず、古紙・衣類の排出については6品目の分別排出にご協力をよろしくお願いし

ます。なお、汚れやにおいがついた紙やコーティング加工された紙などは対象外となります。

